

秋田県薬事審議会条例

平成 17 年 3 月 18 日、秋田県条例第二十二号

(設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三条第一項の規定に基づき、秋田県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
 - 関係行政機関の職員
 - 薬事に関する団体を代表する者
 - 公共的団体を代表する者
 - 学識経験のある者
- 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置く。

- 会長は、委員の互選によって定める。
- 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 会長は、審議会の議長となる。
- 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、別に定めるところにより、部会を置く。

- 審議会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項(以下「所掌事項」という。)を調査審議させるため、専門委員を置く。
- 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 部会に属すべき委員及び専門委員は、七人以内とし、知事が指名する。
- 部会に、部会長を置く。
- 第二条第三項及び第四項の規定は専門委員について、第三条第二項から第四項まで及び前条の規定は部会長及び部会の会議について準用する。この場合において、第三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第四項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。
- 所掌事項については、審議会の定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任規定)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成二六年条例第一〇五号)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

秋田県薬事審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、秋田県薬事審議会条例（平成17年3月18日秋田県条例第22号）第6条の規定に基づき、秋田県薬事審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第2 会長は、諮問された事項の調査又は審議について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会への委任)

第3 部会の議決事項は、審議会の会長が特に必要とする場合を除き、審議会の議決事項とする。

(部会審議内容の報告)

第4 部会での審議内容については、次回の審議会で報告するものとする。

(準用)

第5 第2の規定は、部会に準用するものとする。この場合、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6 審議会及び部会の庶務は、健康福祉部医務薬事課で処理する。

附 則

この要領は、平成17年7月7日から適用する。

秋田県薬事審議会部会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、秋田県薬事審議会条例（平成17年3月18日秋田県条例第22号）第5条の規定に基づき設置する部会について、必要な事項を定めるものとする。

(設置部会)

第2 秋田県薬事審議会（以下「審議会」という。）には、次の部会を設置するものとする。

- (1) 毒物劇物取扱者試験部会
- (2) 医薬分業推進部会
- (3) 登録販売者試験部会
- (4) 前各号に掲げるもののほか、健康福祉部長が必要と認めた部会

(部会の所掌事項)

第3 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

- (1) 毒物劇物取扱者試験部会
 - ア 試験の問題作成に関する事
 - イ 試験問題の配点に関する事
 - ウ 試験の実施結果の評価に関する事
 - エ 合格基準に関する事
 - オ その他試験の実施に関し必要な事項
- (2) 医薬分業推進部会
 - ア 「かかりつけ薬局指針（仮称）」の策定に関する事
 - イ 薬局機能情報公表制度の運用に関する事
- (3) 登録販売者試験部会
 - ア 試験の問題の作成に関する事
 - イ 試験の実施結果の評価に関する事
 - ウ その他試験の実施に関し必要な事項

(その他)

第4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は審議会の会長が定める。

附 則

- この要綱は、平成17年 4月1日から施行する。
平成18年 4月19日一部改正する。
平成20年 5月 2日一部改正する。
平成21年 4月 6日一部改正する。